

令和元年3月開成町教育委員会定例会 会議録

日 時： 令和2年3月24日(火) 15時30分～17時00分

場 所： 開成町民センター中会議室B

出席者： 井上教育長、村岡教育長職務代理者、露木委員、上野委員

【事務局】中戸川教育総務課長、田中子ども・子育て支援室長
尾川教育総務課学校担当副主幹

議 事：

1) 開会 教育長より開会の宣言

2) 会議録署名人の指名 村岡委員が指名された。

3) 議事

《協議事項》

(1) 開成町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の廃止について

・資料1について説明した。

○教育長 協議事項(1)開成町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の廃止について事務局から説明してください。

○事務局 資料1をご覧ください。こちらの補助金交付要綱は、経済的負担軽減を目的として、平成27年4月に子ども・子育て支援新制度が開始されるタイミングで制定したものであり、新制度に移行しない私立幼稚園に通う保護者の保育料の補助を行ってきたものです。

令和元年10月の幼児・保育無償化に伴って、その目的が終了したため要綱を廃止するものです。施行日は、令和2年4月1日としております。説明は以上です。

○教育長 ただいま、事務局から説明がありました。何かご質問はございますか。

○全委員 質問なし。

○教育長 それでは、原案通りとさせていただきます。

(2) 開成町立園・学校教職員の働き方改革に関する方針について

・資料2について説明した。

○教育長 協議事項(2)開成町立園・学校教職員の働き方改革に関する指針について事務局から説明してください。

○事務局 それでは、資料2をご覧ください。開成町立園・学校教職員の働き方改革に関する方針についてです。1ページ目をご覧ください。本方針策定の趣旨の最初のところでは、近年の社会環境の急激な変化に伴い、学校・教員を取り巻く環境は複雑化・困難化・多様化してきており、求められる役割も拡大しているが、同時に教員の長時間勤務が問題化されてきたことを記載しています。これを受けて、2段落目の最

終行で令和元年10月に「神奈川の教員の働き方改革に関する方針」が示されました。この方針の内容については、昨年の11月定例会議において協議させていただいたものです。3段落目では、国の動きを記載しています。平成31年1月には「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」、同年3月には、「学校における働き方改革に関する取組の徹底についての通知が来ており、各教育委員会において実情に応じた取組が求められています。今回、提案させていただいた方針は、このような国、県の動向をうけて町としても方針を定めるものです。なお、本方針では、令和2年4月に改定施行する「開成町立学校に係る部活動の方針」とともに適切に取り組みを進めていきます。

続いて、「1 学校の働き方改革の実現に向けた取組」をご覧ください。（1）目標ですが、3点掲げさせていただきました。1点目は、「在校等時間（時間外勤務）1ヶ月あたり、45時間、1年あたり360時間以内とします。2点目は、年次休暇取得日数を15日以上とします。3点目は開成町立学校に係る部活動の方針の順守です。ちなみに、町の部活動の方針としては、週当たり平日1日以上、週休日1日以上の日を設けること、1日の活動時間は、活動の準備や休憩等に係る時間を含めて、平日は朝及び放課後の活動を合わせて3時間以内、学校の休業日は4時間以内とすること、等があります。

続いて（2）勤務時間についてご覧ください。アとして、規則等で定める勤務時間を超える在校等時間（時間外勤務）が、1ヶ月あたり45時間、1年あたり360時間を超えないようにします。この規則については、のちほど協議事項でお諮りします。イとして、年次休暇一人あたりの取得日数を年平均15日以上促進します。ウとして、勤務時間の客観的な把握と適正な勤務時間の見直しのために、必要な措置を講じます。この方針では、記載しませんでした。今後、例えばICカードのようなものを活用した客観的な勤務時間の把握に努めていきたいと考えております。エとして、学校閉庁日を夏季休業期間は、8月13日から8月15日までの間の3日間、冬季休業期間は、12月28日と1月4日の2日間の合計5日間を基本として試行します。なお、学校閉庁日試行における取組については、部活動の活動計画、学校施設開放の情報を各種団体と共有します。オとして、各学校において「ノー残業デー」や「定時退出デー」等を設定し、長時間勤務の改善に活かします。カとして、各学校において、行事や会議のさらなる精選を行い、実施内容の成果や課題等について情報を共有し、改善に活かします。

なお、在校等時間とは、「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含めて、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間をいいます。具体的には、「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含めて教育職員が在校している時間を基本とし、当該時間に以下①を加え、②、③を除いた時間とします。「加える時間」は、①校外において職務として行う研修や児童生徒の

引率等の職務に従事している時間です。一方で、「除く時間」は、②勤務時間外における自己研鑽及び業務外の時間（※自己申告による）、③休憩時間です。

続いて、(3)学校における業務改善（業務の役割分担・適正化）ですが、アとして、学校に依頼する調査や照会、町主催の会議等について、整理統合や精選等を行います。イとして、コミュニティースクールの機能を強化し、地域と学校の連携・協働や家庭との連携、地域ボランティア等の活用をさらに促すことで業務改善を進めます。ウとして、教員の標準業務の見直しについて、県教育委員会作成の標準モデルを基に、業務の適正化が図られるようにします。エとして、学校における個別業務の役割分担及び適正化は、教育委員会が主体的に行うべきものと、学校が行うべきものに整理したうえで、各取組を実施します。オとして校務支援システムやICT機器の整備と、より効果的な活用（各種書類等のデータ化等）による業務軽減を行います。カとして、勤務時間外に園・学校にかかってきた電話については、原則、留守番応答対応とし、翌日以降の勤務時間中の対応を基本とします。この留守電応答機器については、夏頃を目途に各園・学校に配置する予定です。キとして学校事務職員の担っている事務量等について、「学校事務共同実施推進協議会」を活用し、業務改善を進めます。

続いて、(4)教員の意識改革ですが、アとして、各学校において、働き方改革の視点を盛り込んだ学校経営計画の策定をします。イとして、業務の効率化や働き方改革に関する研修の情報提供などを行い、教員のタイムマネジメントに関する意識改革を推進します。ウとして管理職による勤務時間の把握を徹底し、教員に対し適切な指導・支援を行います。エとして町校長・園長会における学校業務の精選、適正化等の情報交換、共有を積極的に行い、教員の意識改革の推進につなげます。

続いて、(5)人員体制についてですが、アとして、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用を図るとともに、臨床心理士や教育指導指導員等の専門スタッフの継続配置を図ります。イとして福祉課や児童相談所、警察等の関係機関との連携・協働を促進します。ウとして特別支援学級の学校生活支援員等の継続配置を図ります。

続いて、(6)労働安全衛生管理についてですが、アとして、労働安全衛生管理体制の充実に努めるとともに、管理職に対し、学校教職員衛生委員会や産業医の活用方法を周知し、教員の健康管理や職場環境の改善に向けて産業医と管理職の連携を促進します。イとして、ストレスチェックの意義について管理職の理解を深め、教員に対する受検促進を図るとともに、教員のストレスチェックを継続し、メンタルヘルスのケアを推進します。ウとして、公立学校共済組合において実施している電話やWebによる無料相談窓口等について、教員が積極的に活用できるように周知します。エとして初任者の教職員については、夏季休業を活用し、産業医による健康相談を実施します。

続いて、(7)その他ですが、アとして各学校においては、「カリキュラム・マネジメント」の推進の観点から教育課程の運用を見直すなど、効果的、効率的で持続可能な業務計画の作成を促進し、業務の適正化を図ります。イとして学校閉庁日の試行や勤務時間外の留守番応答対応をはじめとする学校の働き方改革の取組について、保護者や地域への理解を得るよう周知に努めます。

続いて「2 取組の検証」ですが、本方針に示す町立学校の働き方改革の実現に向けた取組については、適宜取組状況を把握し、検証するとともにその結果を踏まえて、必要な改善を図っていくものとします。説明は以上です。

○教育長 ただいま、事務局から説明がありました。何かご質問はございますか。

○全委員 意見なし。

○教育長 私のほうから補足させていただきます。事務局の説明のなかで学校閉庁日の説明がありましたが、具体的な内容としては、令和2年度は、夏季休業中に2日間、冬季休業中に2日間の合計4日間の試行を予定しています。5日間ではない理由としては、県費負担教職員の給料明細受領日が8月13日となるため、この日は、各学校の事務職が教育事務所に給料明細を受け取りにいかなければならないことになっているため閉庁日から外したためです。

また、資料2の2ページ目の(2)勤務時間についてのカとして、「各学校において、行事や会議のさらなる精選」とありますが、令和2年度は、教育委員会事務局が各学校の教職員を招集する会議のうち4事業を減じ、1事業を増やしていますので、結果的には3事業を減らすことになっています。

また、(3)学校における業務改善のなかでカとして、各園・学校の電話に留守番応答機能を取り付ける工事を夏頃までに実施する予定です。

なお、これらの取組については、町民、保護者等に丁寧に周知していき、誤解の生じないようにしていきたいと思えます。

○委員 県立学校のなかには、教職員の勤務時間についてパソコンを立ち上げてからシャットダウンするまでとするようなところもあると聞いている。

○教育長 さきほど、事務局から説明がありましたが、この勤務時間の管理については、今後、例えばICカードのようなものを活用し、客観的に把握していきたいと考えております。現状は、各教職員が勤務時間の記録をつけておき、月末に管理職に報告する形式となっています。あくまでも自己申告制となっているため、今後はより客観的な勤務時間管理を行うようにします。

○委員 ICカードを導入したことによって、教職員の意識の変化につながったという話もきく。教員のなかには、勤務時間という感覚がないまままで長時間働いてしまう人もいます。自分だけの問題ではなく、学校全体として取り組むべき課題という意識を教員一人ひとりが持つことが

重要である。また、各園・学校の電話に留守番応答機能を付けるということだが、例えば、学校の電気がまだ点いているから電話したというときに、その電話をとらないということになるため、この点については、保護者や町民に対して上手に説明しないと誤解を招くことになる。この取組が成功するためには、保護者、町民の側も意識を変える必要があると考える。

○教育長 ある自治体では、18時までは学校にかかってきた電話に出るが、それ以降は出ないというような取り組みをしているところもあると聞いています。

○教育長 年次休暇の取得目標として年間15日とさせていただきましたが、現状としては、昨年度の実績として小学校にあっては、12日程度、中学校は10日弱ということで、中学校の底上げが必要だと考えています。

○事務局 補足させていただきますが、この教職員の働き方改革については、教育委員会事務局としてもできることから取り組んでいきたいと考えています。さきほど、協議のなかで、タイムカードを導入することで教員の意識が変わるという話もございましたので、令和3年度の予算には、ICカードのような客観的な勤務時間を把握できる仕組みを導入していきたいと考えております。国としては、このような働き方改革を推進し、令和4年度に大規模な勤務実態調査を実施する予定だと聞いています。その結果を踏まえて、教職員調整手当額にも踏み込んでいくという説明がありました。

○委員 教員のなかには、教職員調整手当が一律に支給されることを理由にいくら長時間勤務しても問題ないという意識を持っている者もいる。そのような教員に対しては、管理職がある程度、厳しく勤務時間を管理する必要があると思う。

○委員 業務量が多くて残っているのか、それとも自分が納得できるものをつくりあげるために自ら長時間勤務をしているのか、実態はどちらか。

○教育長 やることなく残っている教員はいないと思いますが、やることを増やして残っている教員はいると思います。例えば、小学校高学年の授業であれば、仮に8教科受け持った場合、授業準備として1教科あたり30分かかった場合、合計で4時間かかってしまいます。このような状況のなかで日記交換までやった場合、必然的に時間の確保が難しくなります。ある意味、どこで見切りをつけるかという意識が持てるか持てないかにかかってきます。

○委員 本当に教員でなければならない仕事のみ教員に任せて、それ以外の業務を学校業務アシスタントにお願いするというのができれば、少しは状況がかわるのではないか。

○教育長 来年度から県がそのような学校業務アシスタントを県費負担で配置してくれるような制度が出てくるので活用していきたいと考えています。

○教育長 こちらの方針について、ほかにご意見なければよろしいでしょうか。
○全委員 異議なし。

(3) 開成町学校の教育職員の業務量の管理に関する規則の制定について

・資料3について説明した。

○教育長 協議事項(3) 開成町学校の教育職員の業務量の管理に関する規則の制定について事務局から説明してください。

○事務局 それでは、資料3をご覧ください。開成町立学校の教育職員の業務量の管理に関する規則です。こちらは、公立の義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法(いわゆる改正給特法)の改正をうけて、服務監督権者である市町村教育委員会は、教育職員の健康及び福祉の確保を図るため在校等時間の上限を規則で定める必要があるため、提案させていただくものです。

1 ページ目をご覧ください。第1条では、規則の目的を定めています。第2条では、業務量の管理を定めています。第1項では、具体的な在校等勤務時間の上限の原則を定めています。第1号では、1箇月において45時間、1年において360時間としています。第2項では、教育職員が児童生徒等に係る通常予見することができない業務量の大幅な増加等に伴う、一時的又は突発的に所定の勤務時間以外の時間に業務を行わざるを得ない場合といった例外的な事由がある場合の上限を定めています。

2 ページ目をご覧ください。第1号では、1箇月において100時間未満、第2号では、1年において720時間、第3号では、1箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1箇月、2箇月、3箇月、4箇月及び5箇月の期間を加えたそれぞれの期間において1箇月あたりの平均時間について80時間としています。これは、例えば、11月の時間外勤務が100時間だった場合、その直前の2箇月である10月、9月の時間外勤務時間を加えた平均が80時間以内としなければならないとするものです。第4号として、1年のうち1箇月において所定の勤務時間以外の時間において45時間を超えて業務を行う月数について6箇月以内としなければなりません。なお、施行日は、令和2年4月1日としています。説明は以上です。

○教育長 ただいま、事務局から説明がありました。何かご質問はありますか。

○全委員 意見なし。

○教育長 それでは、原案のとおりとさせていただきます。

(4) 開成町学校教職員服務規程の一部を改正する訓令について

・資料4について説明した。

○教育長 協議事項(4) 開成町学校教職員服務規程の一部を改正する訓令について事務局から説明してください。

○事務局 それでは、資料4をご覧ください。開成町学校教職員服務規程の一部を改正する訓令です。内容は、様式の変更となっております。新採用の教職員がいた場合、4月1日に宣誓書と保証書の提出を義務づけていますが、今回は、保証書の内容を改めるものです。

今回の改正趣旨ですが、令和2年4月1日からの民法改正により、極度額の定めのない個人根保証契約は無効とするという新たな規定が創設されました。根保証契約とは、一定の範囲に属する不特定の債務について保証する契約をいいます。具体的には、保証人となる時点では、現実にとりだけの債務が発生するかはっきりしないなど、とりだけの金額の債務を保証するかわからないケースをいいます。この新採用教職員に提出してもらっている保証書ですが、改正前の様式では「上記の者が貴委員会の職員として採用された上は、本人の責めに帰する理由により貴町に与えた損害については、一切引き受け、御迷惑をかけたことを保証します」という文言になっていました。このままの文言では、無効な保証書になってしまうため、改正が必要となります。改正の方法ですが、市町によって対応は異なりますが、当町ではあくまでも公務員として誠実かつ公正に職務を執行するに十分な人物であることを保証する人物保証書という意味合いで保証書を取りたいと考えています。説明は以上です。

○教育長 　　ただいま事務局から説明がありました。民法改正に伴う訓令の改正ですが、こちらは、町部局とも整合性をとっているものです。

○事務局 　　補足をさせていただくと、この学校教職員服務規程は平成21年4月に各市町村が定めたものであり、その内容については、ほぼ同じものになっていましたが、今回の改正により各市町村によって対応が異なるということでバラつきが生じるということになります。

○教育長 　　委員の皆様、何か御質問、御意見はございますか。

○全委員 　　意見なし。

○教育長 　　それでは、原案のとおりとさせていただきます。

(5) 学校教育法施行細則の一部を改正する規則について

・資料5について説明した。

○教育長 　　協議事項(5)学校教育法施行細則の一部を改正する規則について事務局から説明してください。

○事務局 　　それでは、資料5をご覧ください。学校教育法施行細則の一部を改正する規則です。こちらは、まず題名を改正させていただきます。町の規則であることを明確にするために、最初に「開成町」をつけて「開成町学校教育法施行細則」とさせていただきます。

続いて、様式の改正です。2ページ目をご覧ください。第20号様式(その1)小学校児童指導要録(学籍に関する記録)と第20号様式(その2)小学校児童指導要録(指導に関する記録)をご覧のような様式に改正します。

また、第20号様式(その3)小学校児童指導要録抄本については、すでに学校現場でも活用していないとのことなので、実態に即して様式を削ります。規則の施行日は、令和2年4月1日です。説明は以上です。

○教育長 　　補足させていただきます。3ページ目の第20号様式(その2)指

導に関する記録ですが、一番下の欄の「外国語」ですが、こちらは、5・6年生の教科としての外国語です。また、同じページに記載のある「外国語活動の記録」ですが、3・4年生の教科ではない「外国語活動」の記録ということになります。令和2年4月から全面実施される新学習指導要領に対応した様式となっています。

また、今回の改正で削る第20号様式（その3）小学校児童指導要録抄本ですが、以前は、中学校に送付する要録を児童一人ひとり手書きで作成していたのですが、数年前から開成町では、コピーでも構わないということになっていましたので、それ以降、抄本は活用しなくなりました。こちらの実態に即して改正をさせていただきます。

また、これらの様式については、1市5町共通の校務支援システムを使用し、すべてパソコン処理をしています。

- 教育長 委員の皆様、何か御意見はございますか。
○全委員 意見なし。
○教育長 それでは、原案のとおりとさせていただきます。

(6) 開成町学校給食費徴収規則の一部を改正する規則について

・資料6について説明した。

- 教育長 協議事項（6）開成町学校給食費徴収規則の一部を改正する規則について事務局から説明してください。

- 事務局 それでは、資料6をご覧ください。開成町学校給食費徴収規則の一部を改正する規則です。給食費に関しては、令和2年4月1日から園・学校とも月額で300円値上げする規則改正はすでに行っているところですが、今回は、文命中学校3年生の3月分の徴収方法について新たに規定を設けるものです。

こちらについては、卒業する3年生にもできる限り給食を提供したいという学校側の要望を受けての改正となります。改正内容は、2ページのとおりで、第3条に新たに第3項を設けて、「中学校3年生の3月分の給食費にあつては、年度当初に定める当該年度の3月中に給食実施計画回数に第2条第2号に規定する単価を乗じて得た額を徴収するものとする」としてあります。一律に固定で回数を定めるのではなく、年度ごとに定める給食実施計画回数に応じて弾力的な運用をできるように規定としています。施行日は、令和2年4月1日です。説明は以上です。

- 教育長 補足させていただきます。今までは、中学校3年生の給食費については、8月分と3月分を徴収していませんでした。したがって、3月分は給食なしということでしたが、授業時間数の確保、他学年との交流など様々な事情を勘案し、3年生についても卒業するまでできる限り給食を提供したいという学校の要望があり、今回の改正を提案させていただきました。

- 教育長 委員の皆様、何か御意見、御質問はございますか。
○全委員 意見なし。

○教育長 それでは、原案のとおりとさせていただきます。

(7) 開成町教育委員会非常勤取扱規則の廃止について

・資料7について説明した。

○教育長 協議事項(7) 開成町教育委員会非常勤取扱規則の廃止について事務局から説明してください。

○事務局 それでは、資料7をご覧ください。開成町教育委員会非常勤職員取扱規則を廃止する規則です。こちらは、今まで、町部局と教育委員会部局で非常勤取扱規則をそれぞれ設けていましたが、令和2年4月1日からの会計年度任用職員制度開始に伴って、町部局の規則に一本化されるため教育委員会部局の非常勤取扱規則を廃止するものです。施行日は、令和2年4月1日です。説明は以上です。

○教育長 ただいま、事務局から説明がありました。令和2年4月から今までの非常勤職員制度から会計年度任用職員という新たな職が設置されることに伴って、教育委員会部局の非常勤取扱規則を廃止するものです。

○事務局 補足をさせていただきますと、こちらの教育委員会非常勤取扱規則については、平成31年4月から施行されたものです。それまで、町部局の規則のなかで教育委員会部局の非常勤職員の任用を行っていましたが、年齢制限、任用方法、任用期間のあり方で町部局と学校現場の間で調整が難しい面がございましたので、新たに教育委員会として独立した規則を制定して運用をしてきたところです。今回、会計年度任用職員制度が開始されることに伴って、年齢制限、任用期間などの制限が撤廃されますので町部局と規則を一本化させていただきます。

○教育長 委員の皆様、何か御意見はございますか。

○全委員 意見なし。

○教育長 それでは、原案のとおりとさせていただきます。

(8) 令和元年度末教職員等の人事について

・資料8について説明した。

○教育長 協議事項(8) 令和元年度末教職員等の人事について事務局から説明してください。

○事務局 それでは、資料8をご覧ください。幼稚園、学校の教職員とそこに従事する町職員、教育委員会事務局職員の人事異動を掲載しております。主な内容のみご説明しますと、開成小学校にあっては、津田校長が松田小学校に異動されます。それに伴い、渡辺教頭が自校昇任で開成小学校の校長になります。教頭については、県総合教育センターの椎野先生が就任されます。新採用教職員については、真保貴也さんを新たに開成小学校教諭としてお迎えします。

また、今年度末で退職する総括教諭の杉岡先生については、引き続き再任用職員として開成小学校でお勤めいただきます。栄養教諭にあっては、併任ということで芦川真由美先生が就任されます。本務校は

山北町の川村小学校です。

開成南小学校についてですが、佐藤校長が文命中学校校長に異動となり、新たに南足柄市岩原小学校から遠藤悟校長をお迎えします。また、英語専科教諭として細川先生については、開成南小学校を本務校、開成小学校を兼務校として勤務していただきます。新採用教諭として内田美姫さん、鈴木洋介さんをお迎えします。

文命中学校についてですが、遠藤校長が定年退職となり、新たに開成南小学校から佐藤校長をお迎えします。松村総括教諭、長崎総括教諭も定年退職となりますが、再任用職員として引き続き文命中学校で勤務されます。また、充て指導主事の高橋敦史教諭が県西教育事務所へ異動され、新たに遠藤寛子指導主事を充て指導主事としてお迎えします。

開成幼稚園についてですが、給食調理員の小野洋子さんが定年退職となりますが、再任用職員（開成幼稚園用務員）として勤務されます。給食調理員の渡辺三枝さんにおかれましては、文命中学校へ異動となります。また、再任用の幼稚園用務員としてお勤めいただいた青木京子さんにおかれましては、再任用5年間満了により退職となります。また、新採用幼稚園教諭として鎌田彩花さんをお迎えします。

続いて、教育委員会事務局の人事異動ですが、まず4月1日の人事異動についてですが、中戸川教育総務課長が異動となり、新たに岩本浩二が教育総務課長に就任します。中野教育指導専門員、押切社会教育専門員が期間満了で退職し、新たに教育指導専門員として加藤陽一郎さん、社会教育専門員として矢部晃さんが就任します。

子ども・子育て支援室においては、頼住主幹が福祉課に異動となり、後任として同じ、子ども・子育て支援室の北原が昇格します。また、新たに渡辺寛子、芳山忠の2名が子ども・子育て支援室に加わります。

以上のように4月1日の人事異動は、現在の機構を維持したままの人事異動ということになります。

3ページ目をご覧ください。続いて、5月1日に機構改革を実施するので、それを反映した人事異動となっています。まず、教育総務課が学校教育課となり、大澤主任主事が生涯学習課スポーツ班に異動し、新たに石田主任主事、高橋主任主事が着任します。

生涯学習課においては、参事兼課長ということで遠藤孝一が着任します。また、生涯学習課スポーツ班として川口主幹、鈴木主事が新たに加わります。説明は以上です。

○教育長

ただいま、事務局から説明がありました。補足させていただくと各学校の転入、転出欄の外に定数の記載があります。これは、今年度と比較してどの程度、定数（加配）が増えているかを示しているものです。例えば、開成小学校であれば、今年度29人に対して来年度は31人、開成南小学校であれば、今年度30人に対して来年度は34人、文命中学校であれば、今年度32人に対して来年度は33人と、かなり加配をいただいている状況です。また、先ほど事務局から説明があったように4月1日、5月1日と2段階で人事異動が実施されること

になります。

- 委員 5月1日から生涯学習課が創設されるということだが、社会教育主事を置く必要があるのではないか。こちらの人事異動資料には、社会教育主事の資格をもった人の記載がないが問題ないか。
- 事務局 この人事異動の資料では記載がありませんが、生涯学習課の小島主幹が社会教育主事の資格をもっています。辞令のような形式で社会教育主事に任命しているわけではございません。
- 委員 要綱等では、「社会教育主事を置く」という文言があったと記憶しているが、単に資格を持っている人材が生涯学習課にいるというだけでは「置いて」いることにならないのではないか。
- 事務局 これまで、当町では社会教育主事の有資格者を教育委員会事務局内に配置することで運用してきたところです。
- 委員 機構改革により新たに生涯学習課ができるわけだから、きちんと社会教育主事として任命した方が対外的にも明確となり良いと思うので、今後、検討してみしてほしい。
- 事務局 以前は、社会教育主事がいないと派遣社会教育主事が呼べないという制度があったが、今はそのような制限がないので、社会教育主事として明確に任命しなくても実害があまりないという側面があるのは事実ですが、今後、検討させていただきます。
- 教育長 ほかに、何か御意見はございますか。
- 全委員 意見なし。

(9) 令和3年度教科用図書採択方針について

- ・資料10について説明した。

- 教育長 協議事項(9) 令和3年度教科用図書採択方針について事務局から説明してください。
- 事務局 それでは、資料10をご覧ください。令和3年度教科用図書採択方針についてです。こちらは、令和3年度の中学校の教科書採択にかかる採択方針について町として定める必要があるためお諮りするものです。まず、「1 令和3年度使用教科用図書の採択について」ですが、
- (1) 開成町教育委員会は、小学校用教科書、中学校用教科書及び特別支援学校用教科書について、学校教育法附則第9条の規定による教科書を除き、それぞれの「教科書目録(令和3年度使用)」に登載されている教科書のうちから採択すること。
- (2) 神奈川県教科用図書足柄上採択地区協議会は、教科書選定のための協議において、発行者を絞り込むことなく、発行図書の調査研究を行うこと。
- (3) 開成町教育委員会は、採択の公正確保に向けて、採択事務の円滑な遂行に支障を来たさない範囲で、採択にいたる経過、採択理由などを公開し、開かれた採択に努めるとともに、外部からの不当な働きかけ等により採択が歪められないよう静ひつな採択環境を確保すること。

続いて「2 教科用図書採択基準」ですが、

(1) 各発行者が作成する「教科書編修趣意書」、県教育委員会の「調査研究の結果」等を踏まえ、学習指導要領に基づいて調査研究し、採択する。

(2) 採択権者の権限と責任において、公明・適正を期し、採択する。

(3) 学校、児童・生徒、地域等の特性を考慮して採択する。

説明は以上です。

○教育長 ただいま、事務局から説明がありました。何か御質問はございますか。

○全委員 意見なし。

○教育長 それでは、採択方針については原案どおりとさせていただきます。

《報告事項》

(1) 経過報告、今後の予定について

資料9について説明した。

○教育長 報告事項(1)経過方向、今後の予定について事務局から説明をお願いします。

○事務局 資料9をご覧ください。1ページ目をご覧ください。3月の経過報告です。3月2日は登校指導日でした。3月3日から3月16日まで開成町議会3月定例会議を開催しました。3月11日は文命中学校の卒業証書授与式でした。172名の方が卒業しました。3月16日は登校指導日でした。3月17日は開成幼稚園の卒園式でした。106名の方が卒園しました。3月19日は小学校の卒業式でした。開成小学校は、76名、開成南小学校は104名の方が卒業しました。3月23日は園長・校長会でした。3月24日は3月定例教育委員会でした。3月25日は、園・学校修了式です。3月31日は、教職員の離任式を町民センター大会議室で9時から行います。

2ページ目をご覧ください。4月の予定です。4月1日は、教職員の着任式です。町民センター大会議室で9時から行います。4月6日は、小学校の入学式です。4月7日は、登校指導日です。4月8日は開成幼稚園の入園式を10時から南部コミュニティセンターで行います。4月13日は令和2年度神奈川県市町村教育委員会連合会総会が厚木市役所で開催されます。村岡委員出席予定です。4月14日は園長・校長会を開催します。4月15日は登校指導日です。4月下旬に定例教育委員会を開催します。

○事務局 情報提供させていただきますが、3月定例会議において文部科学省のギガスクール構想にかかわる補正予算が可決されましたので報告させていただきます。これは、小・中学校の児童、生徒に1人1台ずつタブレット端末を付与して活用するものです。3月の補正予算では、ひとまずネットワーク工事費と設計業務委託を計上させていただき、新年度で順次、タブレットにかかる予算を計上し、配備していく予定でございますのでご承知おきください。

(2) 開成町立園・学校の様子について

- 教育長 臨時休業中ですが、現時点では、4月6日に小・中学校の入学式を行う予定です。明日、3月25日は修了式ですので、各学校の担任が通知表を持って、各家庭に訪問する予定です。

閉 会 : 教育長より閉会の宣言